豊橋市空家情報登録制度設置要綱

（趣旨）

1. この要綱は、豊橋市における防災、衛生、景観等の面で周辺に悪影響を与える空家の発生を防止するとともに、当該空家の有効活用を通して、地域の活性化を図るために実施する空家情報登録制度について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

1. この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
2. 空家　個人が自己の居住等を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する一戸建て建物及びその敷地をいう。
3. 所有者等　空家の売買、賃貸等を行う権利を有する者をいう。
4. 空家バンク　空家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を空家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

（適用上の注意）

1. この要綱は、空家バンク以外の手段による空家の取引を妨げるものではない。

（空家の登録申込み等）

1. 空家バンクに空家に関する情報を登録しようとする所有者等は、豊橋市空家バンク登録申込書（様式第１号）及び豊橋市空家バンク登録カード（様式第２号。以下「登録カード」という。）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、登録に必要な調査を実施し、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、空家バンクに登録し、豊橋市空家バンク登録完了書（様式第３号）を当該申込者に通知するものとする。ただし、当該空家が次の各号のいずれかに該当する場合には、空家バンクに登録しない。

* 1. 居住部分と業務部分が併存する住宅について居住部分が２分の１未満の場合
	2. 都市計画法（昭和43年法律第100号。）に規定する市街化調整区域で用途変更等の許可見込みがない場合
	3. 民事執行法（昭和54年法律第4号）又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく差し押さえを受けている場合
	4. 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号。）第２条第１号又は同条第２号に規定する者又は密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）が所有する場合
	5. その他市長が空家バンクへの登録が適当でないと認められた場合

３　市長は、前項ただし書きの規定により空家バンクに登録しないこととした場合には、豊橋市空家バンク登録不承知通知書（様式第４号）を申込みのあった所有者等に通知するものとする。

（空家に係る登録事項の変更の届出）

1. 前条第２項の規定による登録の通知を受けた申込者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、豊橋市空家バンク登録変更届書（様式第５号）に登録事項の変更事項を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（空家バンクの登録の取り消し）

1. 市長は、空家の登録が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空家の登録を抹消するとともに、豊橋市空家バンク取消通知書（様式第６号）を物件登録者に通知するものとする。
	1. 当該空家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
	2. 登録の申請内容に虚偽があったとき。
	3. 物件登録者から空家バンク登録取消願書（様式第７号）が提出されたとき。
	4. その他市長が適当でないと認めたとき。

（空家利用希望の登録申請等）

1. 空家バンクの情報の提供を受けようとする者は、豊橋市空家バンク利用登録申込書（様式第８号）及び誓約書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、空家バンク利用登録台帳に登録し、豊橋市空家バンク利用登録完了書（様式第１０号）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。ただし、暴力団員等である場合には、空家バンク利用登録台帳には登録しない。

３　第１項の規定による登録の申込みについて市長が不適切と認めたときは、豊橋市空家バンク利用不承知通知書（様式第１１号）を申込みのあった利用登録者に通知するものとする。

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

1. 前条第２項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、豊橋市空家バンク利用登録変更届書（様式第１２号）を市長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録の取消）

1. 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空家バンクの利用登録を抹消するとともに、豊橋市空家バンク利用登録取消通知書（様式第１３号）を当該利用登録者に通知するものとする。
	1. 暴力団員等であると認められるとき。
	2. 空家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
	3. 申込内容に虚偽があったとき。
	4. 利用登録者から空家バンク利用登録取消願書（様式第１４号）が提出されたとき。
	5. その他市長が適当でないと認めたとき。

（空家情報の公開）

1. 市長は、第４条の規定により登録された空家の情報の一部を市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により公開するとともに利用希望者に提供するものとする。

（登録された空家の利用の申込）

1. 利用登録者が、当該希望物件の現地見学を希望するときは市長に豊橋市空家バンク現地見学届（様式第１５号）により申し出ることができる。市長は、申し出があったときは当該希望物件の物件登録者又は媒介を行う者に豊橋市空家バンク現地見学通知書（様式第１６号）により通知するものとする。

２　空家バンクに登録された空家の利用を希望する利用登録者は、豊橋市空家バンク物件交渉申込書（様式第１７号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定により申込みがあったときは、当該希望物件の物件登録者又は媒介を行う者（第１３条の規定により媒介を行う者をいう。次条において同じ。）にその旨を通知するものとする。

　（物件登録者と利用登録者の交渉等）

1. 前条第２項の通知を受けた物件登録者又は媒介を行う者は、遅滞なく利用登録者と空家の売買又は賃貸借に関する交渉を行うものとする。

２　市長は、物件登録者と利用登録者との空家の利用に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

３　契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

（媒介）

1. 市長は、物件登録者と利用登録者の交渉に係る媒介について、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会東三河支部（以下「宅建協会」という。）と協定を締結するものとする。

２　物件登録を希望する者が、契約交渉の媒介の依頼を希望する場合、市長は、宅建協会に対し、第４条に規定する調査、第１１条に規定する現地見学及び前条に規定する契約交渉の媒介を依頼することとする。

（その他）

1. この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　附則

この要綱は、平成２７年４月１７日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

豊橋市空家バンク登録申込書

年　　月　　日

豊橋市長　　　　　　　　様

住所

氏名

　豊橋市空家情報登録制度設置要綱を遵守し、同要綱第４条第１項の規定により、次のとおり空家バンクへの登録を申し込みます。

１　登録内容

登録内容は、別紙豊橋市空家バンク登録カード（様式第2号）記載のとおりです。

２　賃貸借契約等について（いずれかを選んでください）

* + 契約交渉に係る全てについて、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会東三河支部及びその会員への媒介を依頼し、情報の提供を承諾します。
	+ 契約交渉に係る全てについて、媒介業者が決定しており、その者が責任をもって行います。
	+ 契約交渉に係る全てについて、所有者等と利用希望者間で、責任をもって行います。

３　所有者の同意確認

|  |
| --- |
| (1)この申請書等に記載された内容について、暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員である者、又はそれらと密接な関係を有する者に該当するかを愛知県豊橋警察署に照会すること。(2)別紙豊橋市空家バンク登録カード（様式第２号）に記載されている事項のうち、所有者及び管理者が特定されるものを除いて、豊橋市のホームページで公開すること。(3)空家バンクの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。(4)一般社団法人愛知県宅地建物取引業協会東三河支部に媒介を依頼した場合、媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第４６条第１項の規定に基づく額の範囲で支払うこと。(5)豊橋市空家情報登録制度設置要綱第１２条に基づき、物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合は、物件登録者・利用登録者・宅地建物取引業者（媒介を依頼した場合のみ）間で解決にあたり、市には責任を追及しません。以上のことについて同意します。年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　所有者　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

※申し込みにあたり記載された個人情報は、利用登録者、宅建協会への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。

添付書類　共有者がいる場合　共有者の同意書

　　　　　代理人がいる場合　委任状

様式第２号（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 |  |

豊橋市空家バンク登録カード

|  |  |
| --- | --- |
| 物件住所 |  |
| 希望する物件形態 | □賃貸　　　　　　□売却 | 家屋の状態の目安 | □外観・内装ともに良□老朽化も使用可□使用に支障あり |
| □住宅　□併用住宅（　　　　　　　　　　　　　） |
| 価格 | □賃貸　　　　　円/月 | □敷金　月 |
| □売却　　　　　　　円 |  |
| 所有者 | 住所 | 〒 |
| 氏名 |  |
| 昼間連絡取れる電話番号 |  |
| この物件に関する連絡先 | 住所 | 〒 |
| 氏名 |  | 電話番号 |  |
| 物件の概要 | 面積 | 構造 | 建築年月 | 年　　月 |
| 土地 | 　　　　　　　　　㎡ | □木造□軽量鉄骨造□鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ□その他（　　　　　　　） | 補修の要否 | 補修の費用負担 |
| 建物 | １階 | ㎡ | □補修は不要□小規模な補修必要□大規模な補修必要□現在補修中 | □所有者負担□入居者負担□その他（　　　　　　　） |
| 坪 |
| ２階 | ㎡ |
| 坪 |
| ３階 | ㎡ |
| 坪 |
| 間取り | １階 | □居間（　　）畳　□台所　□風呂　□トイレ　□その他（　　　　　　　）□洋室（　　）畳（　　）畳（　　）畳　□和室（　　）畳（　　）畳（　　）畳 |
| ２階 | □洋室（　　）畳（　　）畳（　　）畳　□和室（　　）畳（　　）畳（　　）畳□トイレ　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ３階 | □洋室（　　）畳（　　）畳□和室（　　）畳（　　）畳□その他（　　　　　　） |
| 利用状況 | □放置（　　　　　年）□別荘□その他（　　　　　　　　　） | 設備状況 | 電気 | □引き込み済み　　　□その他 |
| ガス | □都市ガス　　□プロパンガス　　　□その他 |
| 風呂 | □ガス　　□電気　　□その他（　　　　　　　　　　　） |
| 水道 | □上下水道　　□簡易水道　　□その他 |
| 主要施設等への距離 | □最寄の駅 | Ｋｍ | 下水道 | □下水道　　□浄化槽　　□その他 |
| □バス停 | Ｋｍ | トイレ | □水洗　　□汲み取り　/□和式　　□洋式 |
| □市役所 | Ｋｍ | 駐車場 | □有　（　　　台）　□無 |
| □窓口ｾﾝﾀｰ | Ｋｍ | 庭 | □有　　　　　　　　□無 |
| □病院 | Ｋｍ | 物置 | □有　　　　　　　　□無 |
| □保育園 | Ｋｍ |  |  |
| □幼稚園 | Ｋｍ |  |  |
| □小学校 | Ｋｍ | 都市計画法関係 | □市街化区域　　　□市街化調整区域　許可（　　　　　　） |
| □中学校 | Ｋｍ | 建築確認証 | □有　　　　　　　　□無 |
| □ | Ｋｍ | 耐震診断 | □未実施　　　　□実施済（補強不要・要補強）　　□不要 |
| PR事項 |  |
| 特記事項 |  |
| 受付日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 | 現地確認日 |  |
| 登録日 | 　年　　　月　　　日 |  |
| 登録抹消日 | 　年　　　月　　　日　　□契約成立　　□登録抹消　　□その他（　　　　　　） |

※抵当権設定や所有権移転登記未了等の説明事情がある場合は、特記事項へ記載してください。

　記載漏れにより瑕疵担保責任等生じた場合は、市は一切の責任を負いかねます。

【位置図】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

【間取図】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

【写真】

|  |
| --- |
|  |

様式第３号（第４条関係）

文書番号

年　　月　　日

豊橋市空家バンク登録完了書

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　豊橋市長

　豊橋市空家情報制度設置要綱第４条第２項の規定により、空家バンクへの登録が完了したので通知します。

登録番号　　　第　　　　　　　　　　号

登録日　　　　　　年　　　月　　　日

※変更等が生じた場合には、速やかに手続きを行ってください。

様式第４号（第４条関係）

文書番号

年　　月　　日

豊橋市空家バンク登録不承知通知書

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　豊橋市長

　　　年　　月　　日付で申込みのあった空家物件については、次のとおり登録を不承知としたので通知します。

１　不承知理由

２　その他

不承知理由が解消された場合は、登録できる場合がありますので、ご相談ください。

様式第５号（第５条関係）

豊橋市空家バンク登録変更届出書

年　　月　　日

豊橋市長　　　　　　　　　様

申請書氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　豊橋市空家情報登録制度設置要綱第５条の規定により、登録の変更をお願いします。

登録番号　　　第　　　　　　　　号

変更内容　　　　　様式第２号による。

※登録変更の場合、様式第２号へ登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

様式第６号（第６条関係）

文書番号

年　　月　　日

豊橋市空家バンク登録取消通知書

　　　　　　　　　　　　　　様

豊橋市長

　豊橋市空家情報登録制度設置要綱第６条の規定により、空家バンクへの登録を取り消したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 | 第　　　　　　号 |
| 取消理由 |  |

様式第７号（第６条関係）

豊橋市空家バンク登録取消願書

年　　月　　日

豊橋市長　　　　　　　　様

物件登録者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　豊橋市空家情報登録制度設置要綱第６条の規定により、空家バンクへの登録の取消しをお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 | 第　　　　　　　　　号 |
| 取消理由 |  |

様式第８号（第７条）

豊橋市空家バンク利用登録申込書

年　　月　　日

豊橋市長　　　　　　　　様

住　所　〒

ﾌﾘｶﾞﾅ

氏　名

　豊橋市空家情報登録制度設置要綱第７条第１項の規定により、空家バンクを利用したいので申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 私は、豊橋市空家バンクの利用登録申込みにあたり、暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員である者、又はそれらと密接な関係を有する者に該当するかを愛知県豊橋警察署に照会することを同意します。年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印 |  |

* + - 豊橋市個人情報保護条例の規定の趣旨に基づき、記載された個人情報は、本事業の目的以外に利用しません。

様式第９号（第７条関係）

誓　約　書

豊橋市長　　　　　　　　様

　私は、豊橋市空家バンクの利用登録の申込みにあたり、豊橋市空家情報登録制度設置要綱に定める制度の趣旨等を理解したうえで、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

１　空家バンクの申請を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

２　豊橋市空家情報登録制度設置要綱第1２条を遵守し、物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合は、空家登録者・利用登録者・宅地建物取引業者（媒介を依頼した場合のみ）間で解決にあたり、市には責任を追及しません。

　　　年　　　月　　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式第１０号（第７条関係）

年　　月　　日

豊橋市空家バンク利用登録完了書

　　　　　　　　　　　　　　　　様

豊橋市長

豊橋市空家情報登録制度設置要綱第７条第２項の規定により、空家バンクへの利用登録が完了したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 | 第　　　　　　　　　　号 |
| 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 登録日 | 年　　　　月　　　　日 |

※変更等が生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第１１号（第７条関係）

文書番号

年　　月　　日

豊橋市空家バンク利用不承知通知書

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　豊橋市長

　　　年　　月　　日付で申込みのあった空家物件については、次のとおり利用を不承知としたので通知します。

１　不承知理由

２　その他

不承知理由が解消された場合は、利用できる場合がありますので、ご相談ください。

様式第１２号（第８条関係）

豊橋市空家バンク利用登録変更届出書

年　　月　　日

豊橋市長　　　　　　　様

利用登録者氏名　　　　　　　　　㊞

豊橋市空家情報登録制度設置要綱第８条の規定により、空家バンクの利用登録の変更をお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 | 第　　　　　　　　　号 |
| 住　所 |  |
| 氏　名 |  |
| 変更内容 |  |

様式第１３号（第９条関係）

年　　月　　日

豊橋市空家バンク利用登録取消通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　様

豊橋市長

豊橋市空家情報登録制度設置要綱第９条の規定により、空家バンクへの利用登録を取り消したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 | 第　　　　　　　　　号 |
| 住所 |  |
| 氏　　名 |  |
| 取消理由 |  |

様式第１４号（第９条関係）

豊橋市空家バンク利用登録取消願書

年　　月　　日

豊橋市長　　　　　　　　様

利用登録者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　豊橋市空家情報登録制度設置要綱第９条の規定により、空家バンクへの利用登録の取消しをお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 登録番号 | 第　　　　　　　　　号 |
| 取消理由 |  |

様式第１５号（第１１条関係）

豊橋市空家バンク現地見学届

年　　　月　　　日

豊橋市長　　　　　　様

利用登録者

住所

氏名

電話番号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 見学希望物件 | 登録番号 |  |
| 見学希望日時 | 第１希望　　　年　　月　　日　　　時～　　　時 |
| 第２希望　　　年　　月　　日　　　時～　　　時 |

様式第１６号（第１１条関係）

文　書　番　号

年　　月　　日

豊橋市空家バンク現地見学通知

　　　　　　　　　　　　　　様

豊橋市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 見学希望物件 | 登録番号 |  |
| 見学日時 | 　　年　　月　　日　　　時 |

様式第１７条（第１１条関係）

豊橋市空家バンク物件交渉申込書

年　　月　　日

豊橋市長　　　　　　　　　様

利用登録者　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

豊橋市空家情報登録制度要綱第１１条第２項の規定により申込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 希望物件番号 | 第　　　　　　　　　　号 |
| 氏名 |  |
| 住所 | （〒　　　　　－　　　　　） |
| 年齢 | 　　　　　　　　　　　歳 |
| 電話番号 | （　　　　　　　　　　）　　　　　　　－ |
| ＦＡＸ番号 | （　　　　　　　　　　）　　　　　　　－ |
| Ｅメール |  |
| 利用目的 | 　 |

※審査の結果、物件交渉の申込みをお断りする場合があります。

豊橋市個人情報保護条例の規定の趣旨に基づき申込された個人情報は、登録者、登録書の媒介を行う業者への情報提供に使用し、本事業の目的以外に利用しません。